

市などに納めていただく税金や料金のうち、条件を満たせば、申請により減額または免除を受けられる場合があります。詳しくはそれぞれの担当課にお問い合わせください。

■ 病児ケアハウス利用料

☎ 児童福祉課 児童家庭係 (☎ 82-1175)

対象	申請期限
<ul style="list-style-type: none"> ○生活保護を受けている世帯 ○市民税非課税世帯 ○所得税非課税世帯 	利用時

■ 埴生幼稚園保育料

☎ 学校教育課 学務係 (☎ 82-1202)

対象	申請期限
<ul style="list-style-type: none"> ○生活保護を受けている世帯 ○市民税非課税世帯 ○市民税所得割非課税世帯 	随時

※私立幼稚園の保育料については、幼稚園就園奨励費補助制度があります。

■ 介護保険料

☎ 高齢障害課 介護保険係 (☎ 82-1172)

対象	申請期限
<ul style="list-style-type: none"> ○第1号被保険者(65歳以上の人)の属する世帯の生計中心者が、次のいずれかに該当する場合 ・災害により財産に著しい損害を受けた人 ・死亡・長期入院・休廃業・失業・農作物の不作・不漁等により、収入が著しく減少し、生活が困難と認められる人 	<p>【普通徴収対象者】 納期限まで</p> <p>【特別徴収対象者】 年金支給日まで</p>

■ 国民健康保険料

☎ 国保年金課 賦課収納係 (☎ 82-1177)

対象	申請期限
<ul style="list-style-type: none"> ○災害を受けた世帯 ○失業・休廃業・疾病その他の理由により、生活が困難と認められる世帯 	納期限の7日前まで

■ 後期高齢者医療保険料

☎ 国保年金課 年金高齢医療係 (☎ 82-1209)

対象	申請期限
<ul style="list-style-type: none"> ○災害を受けた世帯の人 ○世帯主の死亡・障害・長期入院により、収入が著しく減少した世帯の人 ○失業・休廃業・事業における著しい損失により、生活が困難と認められる世帯の人 ○干ばつ・冷害等による農作物の不作・不漁により、収入が著しく減少した世帯の人 	納期限の7日前まで

■ 国民年金保険料

☎ 宇部社会保険事務所 (☎ 33-7115)

対象	申請期限
<ul style="list-style-type: none"> ○失業等により、所得が著しく減少した人 	随時

※若年者(20歳代)納付猶予制度・学生納付特例制度もあります。

■ 市営住宅使用料

☎ 建築住宅課 住宅管理係 (☎ 82-1166)

対象	申請期限
<ul style="list-style-type: none"> ○入居者または同居者の収入が著しく低額であるとき ○入居者または同居者が疾病・失業等により収入が著しく減少したとき ○災害により著しい損害を受けたとき 	随時